

質問第五二号

予備費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年四月七日

齊藤健一郎

参議院議長尾辻秀久殿

予備費に関する質問主意書

政府は令和五年三月二十八日、令和四年度予算に計上した新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から物価高騰に対する追加策実施分として一兆一千二百一十六億円を支出すると閣議決定した。以下質問する。

一 国会審議を経ずに内閣の裁量で使途を決められる予備費は「財政民主主義」のあくまで例外である。

令和五年三月二十四日、鈴木俊一財務大臣は閣議後の会見で令和四年度予算の予備費から支出する理由について「昨年末の予算編成時点で具体的な予算を見込み、予算計上することは困難であった」と述べているが、日々物価上昇が続いているが、なぜ数か月先の物価対策を予見できなかつたのか。見通しが甘いと考えられるが、政府の見解如何。

二 今回の予備費の内訳に、地方自治体へ地方創生臨時交付金「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「交付金」という。）一兆二千億円がある。

これまで交付金をめぐっては会計検査院が、効果の検証について不十分な点があると指摘している。交付金の効果が地域の活性化に繋がっているのかどうか、より詳細な検証を行うべきものと考えるが、政府

の取組を具体的に示されたい。

右質問する。